

社会福祉 しずおか



特集 日常生活自立支援事業を通じた住民同士の支え合い
～制度を活用した地域づくりに向けて～

福祉のまちづくり絵画コンクール優秀作品を紹介します(平成30年度)

テーマ やさしさでつながる福祉(しあわせ)のまち



★ 静岡県市長会長賞

おだぎりあやね
静岡市立伝馬町小学校(2年) 小田切 文音 さん

「もっとひろまれ! ヘルプマーク」

ヘルプマークを知っている人が少ないので、たくさんの人に知ってほしくてかきました。

※学校名、学年は平成30年度のものです。

編集発行



社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1番70号 電話.054-254-5248 FAX.054-251-7508 <http://www.shizuoka-wel.jp>
E-mail spcsw@shizuoka-wel.jp

※本機関紙は皆さまの会費を充当し発行しております。

日常生活自立支援事業を通じた 住民同士の支え合い

～制度を活用した地域づくりに向けて～

平成12年の社会福祉基礎構造改革により、行政がサービスを選定する措置制度から利用者自らがサービスを選ぶ利用制度へ転換され、これに伴い、自らサービスを選ぶことが困難な方への支援として、日常生活自立支援事業（以下「本事業」という。）や成年後見制度が創設されました。

本事業は創設から本年度で19年が経ちますが、この間に生活課題は少しずつ多様化・複雑化してきており、家族・親族関係の希薄さ、近隣住民間の関係の希薄さなどから、本事業を利用するケースも増加しています。

こうした背景を踏まえ、今回の特集では、本事業の目的や役割を改めて紹介するとともに、本事業を通じて住民同士が支え合う活動や活動を支えるための体制づくりについて紹介します。

日常生活自立支援 事業の概要

本事業は、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、必要な福祉サービスに関する相談や援助を実施し、その方の生活を支援する事業です。

また、本事業を実施するにあたり、①誰もが地域で暮らしやすい生活ができること（ノーマライゼーション）
②本人が持っている力を維持又は高めること（保有能力の活用）
③本人が自分の意思で決めること（意思決定の支援）

を基本理念に置き、実施しています。本事業は、静岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という）、静岡市・浜松市社会福祉協議会が実施主体となつて実施しており、県社協においては、静岡市・浜松市を除いた33市町社会福祉協議会（以下「社協」という）に一部業務（相談窓口、実務的な支援等）を委託し、実施しています。

サービス内容

本事業では、①「福祉サービスの利用援助」（基本サービス）②「日常的金銭管理サービス」（付随サービス）③「書類等の預かりサービス」（付随サービス）

サービスの3つのサービスを実施しています。「福祉サービスの利用援助」は、福祉サービスの情報提供や、利用の手続きなどをお手伝いするサービスです。「日常的金銭管理サービス」は、各種支払や手続き、生活費の払戻や預入れなど、金銭管理のお手伝いをするサービスです。

「書類等の預かりサービス」は、利用者の大切な書類（年金証書、権利証、預金通帳など）を金融機関の貸金庫でお預かりするサービスです。また、利用にあたっては、利用希望者と実施主体との間でサービス利用契約を締結する必要があります。なお、本事業の趣旨から、付随サービスのみの利用はできません。

サービスの利用手続き

これらのサービスは、相談窓口である市町社協が相談を受け、利用開始までの諸手続きを行います。

まず、利用希望者の生活状況、生活課題、望んでいる生活などの聞き取りを行います。そして、今後の生活をどのようにしていきたいか、利用希望者と一緒に計画（支援計画）を立てます。

支援計画を立てたら、弁護士や医師等の専門職からなる契約締結審査会に諮り、審査会において利用の可否が決定されます。そして、契約を締結した後に、支援計画に沿って、サービスが提供されます。

基本的な利用手続きの流れ



サービス提供者

本事業では、「専門員」と呼ばれる社協の常勤職員と、「生活支援員」と呼ばれる同社協に非常勤職員として採用された地域住民の方がサービスを提供しています。

専門員は、新規相談の受付、訪問調査、支援計画作成等、諸手続きに関するを行います。

生活支援員は、支援計画に沿って利用者にサービスを提供します。

なお、支援が困難なケースについては、専門員が直接サービスを提供することもあります。

利用料

本事業を利用するには、利用料がかかります。
 利用料は、概ね1,000円〜1,500円程度で、お住まいの市町により異なります。

ただし、生活保護受給世帯が本事業を利用する場合には、利用料は必要ありません。

また、書類等預かりサービスを利用する場合には、右記利用料とは別に、保管料の実費が必要です。

利用料等の詳細については、お住まいの社協にご確認ください。

サービスの終了

本事業は、「住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、必要な福祉サービスに関する相談や援助を実施し、その方の生活を支援する事業」であるため、この趣旨が行えなくなった場合にサービスが終了します。

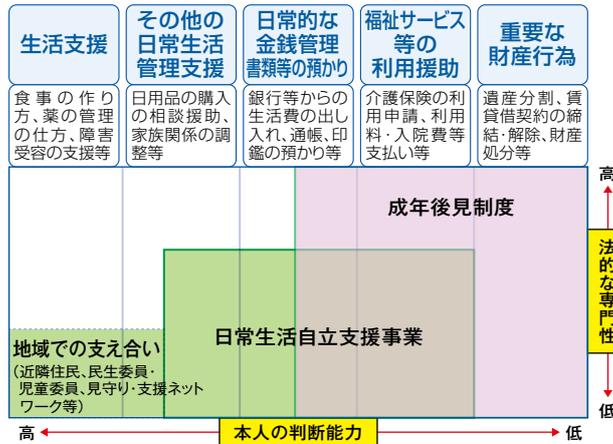
具体的には、利用者の自立等により本事業が不要になった場合、利用者から解約の申し出があった場合、利用者が亡くなられた場合、利用者の判断能力が著しく低下した場合などがあります。

ただし、多くの場合、サービスを終了するかどうかは、利用者その後の生

活状況や必要な支援の有無などを利用者本人や関係者と話し合ったうえで、決めていきます。

また、本事業は、「利用者との契約」によってサービスを提供しているため、利用者の判断能力が著しく低下し契約締結能力がなくなった場合には、本人の生活を守るために、成年後見制度へ移行することになります。

日常生活自立支援事業、成年後見制度等の援助内容・範囲



成年後見制度について

成年後見制度とは、判断能力が十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などを法的に守り支える制度です。

例えば、預金の解約、福祉サービス

の契約、遺産分割協議、不動産の売買などの行為や手続きを行う際、本人の判断能力が不十分な場合、本人だけでは行うことができなかつたり、本人にとつて不利益な結果になつてしまふおそれがあります。

誰かが地域で安心して自分らしく暮らしていけるように、様々な制度や政策が講じられており、一方で、住民間による見守り活動や支え合い活動、ふれあいサロンや居場所など、地域住民が主体的に参画している活動も数多く展開されています。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。現在多く利用されているのは法定後見制度ですが、任意後見制度も徐々に普及し、利用者は増加傾向にあります。

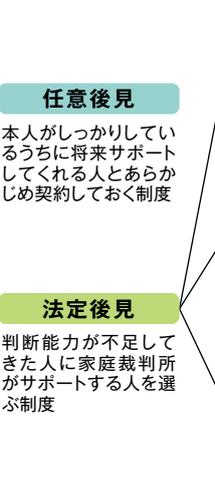
中でも、判断能力が不十分な方にとっては、本事業や成年後見制度などの権利擁護事業の役割はとて大きくあります。

法定後見制度には「補助」「保佐」「後見」の3つの類型があり、裁判所が本人の判断能力の程度に応じて適切な成年後見人等(補助人・保佐人・成年後見人)を選任する仕組みになっています。選任された成年後見人等は、本人の利益を考えながら保護・支援を行います。

主たるサービスの提供だけでなく、利用者の見守り、社会・地域とのつながりの構築などを行うことで、社会的な孤立を防ぐ役割もあります。



そのため、それぞれの特性を生かしつつ、連続的・一体的に事業を実施することにより、一人ひとりの生活状況、生活環境に応じた支援を展開していくことが必要となります。



また、本事業は、社協だけで成り立つ事業ではなく、地域住民の方々と関係機関の方々の協力が不可欠な事業です。

県社協は、本事業を通じて、それぞれの市町社協が地域住民とともに協力し合い、誰もが普段の暮らしの中に幸せを感じられる地域づくりを進めていくための支援を今後も行ってまいります。

これからの日常生活自立支援制度について

現場の声



社会福祉法人
掛川市社会福祉協議会
専門員 栗田 ますみ さん

を占め、新規や利用者からの相談も、精神障がい分野が多いのが特徴です。

支援は利用者の生活の一部に触れる上、病気などの特異性がある利用者が多いため、生活支援員の方々には多忙の中、生活支援員研修会に参加していただき、様々な事を学んでいただいています。

専門員としては、支援員から支援時の報告を受け、場合によっては同行支援を行ったり、関係機関との連絡調整を行ったりしながら、生活支援員が安心して活動できるようにサポートしています。

今後利用者にとって良好な支援につながるように、そして市民の皆様にも本事業へのご理解と協力を頂けるように、事業の推進に努めていきたいと思っております。

海を抱き山を背に、街のあちらこちらには古からの歴史の流れをくむ建造物と、今も大事に継承される伝統行事が地域に根付いている掛川市は、人口約12万人、うち65歳以上の高齢者が3万人余り（高齢化率26.3%）の街です。

療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者はそれぞれ1,020人、510人です。

本事業利用者は、現在認知症高齢者6名、知的障がい者8名、精神障がい者20名、その他の方9名、計43名が利用されており、掛川市社協の専門員2名、生活支援員17名で支援を行っています。

全国や静岡県内の利用者全体に占める精神障がい者の割合は20%前後ですが、当市は50%近く



現場の声



社会福祉法人
掛川市社会福祉協議会
生活支援員 橋本 弘子 さん

応変な対応が必要な精神障がい者の支援が多く、その対応が大変難しく思えた時もありましたが、上手に話せない利用者が、最後に「ありがとう」と言って下さった瞬間は何よりも嬉しい出来事の一つでした。

今年で生活支援員の活動も13年目を迎えますがこれからも利用者の話に耳を傾け、少しでも自立への一助になれるようお手伝いをしていきたいと考えています。

この記事を読んで下さっている皆様にも、地域で共に暮らしている一人ひとりの方があるがままを受け止め、手を差し伸べていただけたら幸いです。

以前、民生委員として関わった担当地区に精神障がい者が住んでいた事から、それについて勉強したいと思い、社協主催のボランティア養成講座に参加しました。

それから精神障がいのボランティア活動を始め、そのご縁から「生活支援員に…」と声を掛けていただいたのが本事業に関わるきっかけでした。

最初は知的障がいの女性の月2回の支援から始まりました。民生委員の活動と異なり、とても緊張したのを覚えています。

現在は精神障がい者4名、認知症高齢者1名、その他の方1名、計6名の方を担当させていただき、月に10回ほど活動しています。

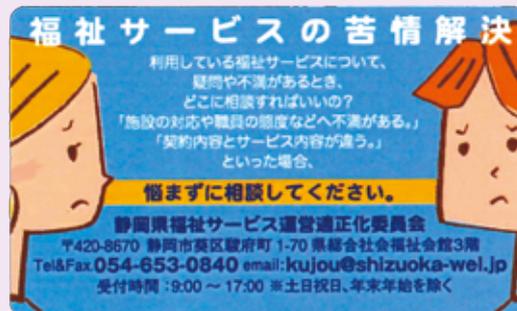
利用者の生活状況により、臨機



福祉サービスに関する苦情相談について

「静岡県福祉サービス運営適正化委員会」では、利用者が直接事業者へ苦情を申し出しにくい場合や、福祉サービスの利用者と事業者の間で解決に至らなかった場合などに、公正・中立な第三者機関として苦情の受付や解決に向けた支援を行っています。

平成30年度の苦情受付状況は以下のとおりです。



【平成30年度苦情受付状況】

(単位:件)

苦情内容	苦情解決結果	苦情受付件数	① 相談助言	② 紹介伝達	③ あっせん	④ 県知事への通知	⑤ その他	⑥ 継続中	⑦ 意見・要望
① サービス内容(職員の待遇)		49	35	2	0	0	12	0	0
② サービス内容(サービスの質や量)		3	2	1	0	0	0	0	0
③ 説明・情報提供		2	0	1	0	0	1	0	0
④ 利用料		5	4	1	0	0	0	0	0
⑤ 被害・損害		4	3	0	0	0	1	0	0
⑥ 権利侵害		1	1	0	0	0	0	0	0
⑦ その他		8	8	0	0	0	0	0	0
合計		72	53	5	0	0	14	0	0

【サービス種別・申出人状況】

種別	申出人						合計	割合
	利用者	家族	代理人	職員	その他			
高齢者	3	10	0	1	0	14	19.4%	
障害者	26	12	0	1	3	42	58.3%	
児童	1	2	0	1	0	4	5.6%	
その他	11	1	0	0	0	12	16.7%	
合計	41	25	0	3	3	72	100%	

■巡回支援

静岡県福祉サービス運営適正化委員会では、苦情解決制度の理解を深めるとともに、苦情解決体制の整備の促進を支援するため、巡回支援事業を実施しています。巡回支援は指導監督とは異なり、苦情解決合議体の委員が各事業所を訪問し、苦情解決のための取組への意見交換や困難事例への助言を行うものです。ぜひ、この巡回支援を御活用ください。巡回支援を希望する事業所は、下記まで御連絡ください。

■苦情解決ポスターの配布

施設の苦情受付担当者の変更などにより、福祉サービスの苦情解決に係るポスターが必要になった場合には、下記まで御連絡ください。

静岡県福祉サービス運営適正化委員会事務局

静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館3階

TEL&FAX 054-653-0840

E-mail:kujou@shizuoka-wel.jp

第210回理事会(令和元年6月7日)及び第173回評議員会(令和元年6月26日)並びに第211回理事会(令和元年6月26日)が開催されましたので、その内容を報告します。

○人事案件

- ・ 令和元年6月26日の定時評議員会をもって任期が満了する理事及び監事の選任を行いました。(第210回理事会、第173回評議員会)
- ・ 新たに選任した理事の中から会長、副会長、常務理事を選定しました。(第211回理事会)
- ・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任を行いました。(第210回理事会)

○平成30年度事業報告(第210回理事会、第173回評議員会)

「第4次活動推進計画」の体系に従い3つの基本目標及びその実施目標を基に実施された主要事業を報告しました。

○平成30年度決算(第210回理事会、第173回評議員会)

(支出総額)

<一般会計(社会福祉事業・公益事業)>	19億16百万円
<生活福祉資金会計>	3億 2百万円
県社協合計	22億18百万円

○令和元年度6月補正予算(第210回理事会、第173回評議員会)

(支出総額)

区 分	予算現額	補正額	補正後予算額
社会福祉事業	14億75百万円	1百万円	14億76百万円

○静岡県社会福祉協議会経理規程の一部改正(第210回理事会)

- ・ 必要な勘定科目の追加を行いました。

報告事項

- 外部監査の実施結果について
- 平成30年度社会福祉充実残額の算定結果について
- 平成30年度会長及び常務理事の職務執行状況について
- 静岡県社会福祉協議会に対する寄附金等について
- 災害ボランティア活動用資機材に関する覚書の締結について
- 令和元年度理事会・評議員会等の日程について

施設のメンテナンスを効率良い専門車両で応援します。

カーテン出張クリーニング



特許
ランドリー車

カーペット・タイル出張丸洗い



ブラインド・ロールスクリーン出張クリーニング



株式会社三ナフ

静岡県静岡市葵区産女 1060-1

フリーダイヤル 0120-370286

fax054-295-9003

静岡県社会福祉人材センター研修課主催の研修会のお知らせ

2019年10月開催分をお知らせします。

★ラクラク申込み「WEBサービス」(会員対象)を御利用ください!→WEBサービスサイト <http://www.shizuoka-wel.jp/learn/information/>

研修NO.	研修名	開催日	会場	対象者	内容・講師	受講料 会員(非会員)
43	フットケア講座	10/2	シズウエル	老人福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	高齢者への支援方法としてフットケアの知識・技術を習得する 講師:(合)SANUA 湯河原接骨院グループ 代表 青柳 博 氏	4,000円 (6,000円)
105	福祉職場の ストレスマネジメント講座	10/3	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	介護職・福祉職が抱えがちなストレスについて認識し、ストレスを上手にコントロールする方法を学び、心身共に安定した状態になることで、サービスの質の向上を図る 講師:株式会社ヒューマンキャリアダイナミクス 産業カウンセラー 立川 ひとみ 氏	4,000円 (6,000円)
51	楽しく笑顔になれる レクリエーション	10/7	シズウエル	老人福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	高齢者のためのレクリエーションの知識と技術を習得する 講師:"レクリエーションの良さを活かした" 居場所づくり研究所 代表 田井中 正志 氏	4,000円 (6,000円)
45	感染症講座(中級編)	10/11	シズウエル	「初級編」を受講した方、または感染症の「標準予防策」について基礎知識がある方	社会福祉施設や介護保険事業所において、主に高齢者や障害のある方を支援する職員に必要な、感染症の実践的知識と予防方法を習得する 講師:静岡済生会総合病院 TQMセンター(感染症対策室)副主任 感染管理認定看護師 鈴木 のぞみ 氏	4,000円 (6,000円)
71	【新規】 高口光子のチームで取り組む 身体拘束廃止	10/21	シズウエル	介護保険施設・事業所に勤務する方	身体拘束について理解を深め、責任の所在やチームケアのあり方を学ぶ 講師:湖山医療福祉グループ 医療法人財団 百葉の会 人材開発室部長 高口 光子 氏	4,000円 (6,000円)
1	福祉職員キャリアパス対応 生涯研修課程 初任者コース(中部2)	10/23 11/13,14 (3日間)	シズウエル	初任者(入職後概ね1~2年程度の職員)	・サービス提供者、チームの一員としての基本を習得する ・初任者が自らのキャリアデザインを描く 講師:福祉職員生涯研修課程指導者	1,300円 ※テキスト代

◎最新の「研修開催の情報」を、電子メールで事業所様にお知らせします! kenshu@shizuoka-wel.jp に①事業所名 ②担当者名 ③電話番号 ④電子メールアドレスを
入力のうえ、件名「研修開催の情報 メール送信希望」として送信してください。なお、2か月経過後でも配信がない場合は、下記研修課まで御連絡ください。

☆詳しくはホームページをご覧ください [静岡県社協 研修](#) 問い合わせ先:研修課 電話 054-271-2174

◎県社協が行う自主研修には、皆様の会費を充当しております。

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

平成31年度

ボランティア活動保険

全国200万人
加入!!

保険金額

保険金の種類		プラン	Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円	1,400万円	
	後遺障害保険金		1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術		65,000円	100,000円
		外来の手術		32,500円	50,000円
	通院保険金日額		4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の 各補償金額(保険金額)に同じ			
賠償責任の補償	葬祭費用保険金 (特定感染症)		300万円(限度額)		
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		

年間保険料(1名あたり)

タイプ		プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ			350円	510円
	天災タイプ(*) (基本タイプ+地震・噴火・津波)		500円	710円

団体割引20%適用済/過去の損害率による割増引適用

<http://www.fukushihoken.co.jp>

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが(天災危険担保特約条項)、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金をお支払いする主な例



ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL:03(3349)5137
受付時間:平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763
営業時間:平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

県民の日協賛イベント

フェスタシズウエル 2019

とき **2019.8.17** 土 10:00~14:00

ところ 静岡県総合社会福祉会館 シズウエル
静岡市葵区駿府町1番70号

オープニングセレモニー 10:00~
常葉学園高校吹奏楽部

爆音戦隊
スンプ
レンジャー
ショー



7階 イベントホール
13:00~

7階
イベントスペースに
集合しよう!!



つみきのそのさんの
つみきあそび

7階 イベントホール
10:00~13:00



紙切り作家 水口千令さんの
紙切りパフォーマンス

7階 イベントホール
10:00~14:00



劇作家 あしざわまさひとさんの
面白アート作品の紹介

7階 イベントホール
10:00~14:00



パラスポーツを体験しよう!
車いすバスケットボール

6階 体育館
10:00~14:00

他にも健康や福祉に関する色々な体験イベントを用意しています。

**夏休みは、家族や友達を誘って
シズウエルで行こう!!**



アイス無料引換券

当日のみ有効 / 先着500本まで!

問い合わせ先 : TEL.054(254)5221 FAX.054(254)5210

当日、このページを持ってきてね♪